

自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に出生））について生活費増加費用（家財道具購入費用等）、平成27年3月分までの避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母については平成27年3月分までの避難雑費が、会社員であった申立人父については避難に伴う失職により減収が生じた2か月分の就労不能損害が、化粧品販売業を営んでいたが避難に伴い営業不能となった申立人母については6か月分相当額の営業損害がそれぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4および同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 平成23年分

- (1) 避難費用（交通費）
（平成23年3月11日ないし平成23年12月末日）
- (2) 避難費用（引越関連費用）
（平成23年3月11日ないし平成23年12月末日）
- (3) 避難費用（一時帰宅費用）
（平成23年3月11日ないし平成23年12月末日）
- (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成23年3月11日ないし平成24年8月末日）
- (5) 生活費増加費用（教育費）
（平成23年3月11日ないし平成23年12月末日）
- (6) 就労不能損害（申立人X1分）
（平成23年3月11日ないし平成23年4月末日）
- (7) 営業損害（申立人X2分）
（平成23年3月11日ないし平成23年9月10日）

2 平成24年以降分

- (1) 避難費用（一時帰宅費用）
（平成24年1月1日ないし平成27年3月末日）

- (2) 避難費用（住居費）
（平成24年1月1日ないし平成27年3月末日）
- (3) 避難雑費
（平成24年1月1日ないし平成27年3月末日）

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金5,188,308円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 平成23年分

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 避難費用（交通費） | 25,000円 |
| (2) 避難費用（引越関連費用） | 75,660円 |
| (3) 避難費用（一時帰宅費用） | 39,472円 |
| (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用） | 100,000円 |
| (5) 生活費増加費用（教育費） | 19,000円 |
| (6) 就労不能損害 | 517,227円 |
| (7) 営業損害（逸失利益） | 651,333円 |

2 平成24年以降分

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 避難費用（一時帰宅費用） | 201,616円 |
| (2) 避難費用（住居費） | 1,595,000円 |
| (3) 避難雑費 | 1,964,000円 |

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金880,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年2月19日

(仲介委員 鋤竹 昌利)